

レンタル利用規約

1. このレンタル契約はお客様との契約書に記載する期間及び料金にて製品をお貸出し（レンタル）するものです。
2. お客様のご身分が明らかでない場合には保証金をお預かりする事があります。
3. レンタル期間中は途中で解約なされた場合であっても、レンタル期間の料金のご返金は出来ません。
4. 商品は店頭渡し、店頭返還とします。但しお客様が配達、引き取りをご希望になる場合には、別途料金をいただきます。
5. 製品は使用目的に合った使用をしていただき、利用保管については、充分なご注意をお願いします。
6. 製品を返還される場合に通常の使用による損耗以上に商品が破損し修理を必要とする場合には修理代金に相当する費用を弁償して頂きます。
7. 製品について第三者が、差押、仮差押又は権利主張をする恐れがある場合直ちに甲宛にその旨を通知していただきます。
8. お客様は製品を第三者が使用したり・譲渡、質入、転貸、占有移転等の処分をしてはいけません。又製品を改造、改装してはいけません。
9. 製品に構造上の欠陥があり修理してもお客様のご使用目的を達成できない場合直ちにご連絡いただくものとします。その場合、同種同等の代替品をレンタルいたします。代替品がない場合は上記伝票のレンタル料の払戻しをもって一切の責任を免れるものとします。
10. 製品がお客様のお手元にある間に返還不能及び修理不能の状態になった場合は、レンタル期間中の料金（期間を越えておればその期間の延長料金）の他に一定の基準により算出したその製品の価格と同額を弁償していただきます。
11. お客様が製品を使用されるについてお客様の使用上の不注意によって生じた損害については、一切の責任を負いません。
12. 製品の操作機能確認の上お客様に製品をお渡しした後、お客様に生じた使用目的を達しない等の損害については一切責任を負いません。
13. 宅配の場合、商品受け取り後すぐに梱包等を開封し、お客様自身で取り扱い説明書等を確認し、使用目的を達成できるように商品チェックしてください。チェック後使用目的を達成しない場合直ちにご連絡いただくものとします。
14. 商品が盗難、火災に遭った場合にはお客様は盗難届、被災証明をとっていただきます。（国外を除く）保険給付を受けた場合には、免責額を除き弁償金はいただきません。
15. お客様との間に、この契約に関して紛争を生じた場合には、第一審の管轄裁判所は甲の本店を管轄する地方裁判所といたします

平成 29 年 3 月現在